

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

①規制の措置

■公害防止等の環境保全関係法令に基づく規制・指導

生活環境保全条例及び同条例施行規則に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行うことにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図った。

また、同条例に基づく事務委任に伴う経費として、平成11年度には府内44市町村に対し、総額8,158万8千円を交付するとともに、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和46年法律第70号）に基づき、下水道事業や一般廃棄物処理施設等の整備事業を行う市町に対して、2億2,700万円を貸し付けた。

「大阪府文化財保護条例」に基づき指定された史跡、名勝等を保護するため、整備、保存修理等への助成を行った。また、開発地における文化財を保護するため、その保存等の指導を行った。

第2 環境影響評価の推進

①環境影響評価の推進

■環境影響評価条例の施行

「大阪府環境影響評価条例」に基づき、「岬町多奈川地区多目的公園計画に係る土砂採取事業」、「大阪都市計画都市高速鉄道8号線（井高野～今里）建設事業」、「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業」及び「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設事業」に係る準備書、「（仮称）孝子ゴルフ場開発事業」に係る方法書及び準備書、並びに「岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業」に係る方法書について審査を実施し、環境保全の見地からの意見を延べた。

②環境監視の実施

■関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港及び関西国際空港関連道路等について、地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、環境面、社会・経済面の監視を行い、この結果を府及び泉州9市4町の計17か所において公開した。

なお、平成11年度から関西国際空港2期事業及び岬町多奈川地区多目的公園計画に係る土砂採取事業が新たに監視対象となった。

■大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営

泉大津沖処分場の埋立て及び積出基地の供用によって地域住民の生活環境に支障が生じないよう、「大阪湾広域臨海環境整備センター」が実施する環境監視に関して指導等を行うとともに、環境監視結果を公開した。

第3 自主的な環境管理の促進

①自主的な環境管理の促進

■環境総括責任者の設置促進

事業者向けのISO14001等の環境管理システムの構築に向けたマニュアルの第2版を作成し、普及啓発を行った。また、国際標準化機構（ISO）等の環境マネジメントシステム・環境監査等の規格化についての情報収集を行った。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

①経済的負担

■経済的負担に関する調査検討

製品・サービスの価格に環境保全のためのコストを適切に反映させることにより環境負荷の軽減を図る経済的誘導方策について資料の収集を行った。

②経済的助成

■中小企業に対する公害防止資金の融資制度

大阪府中小企業公害防止資金特別融資制度を設け、公害防止資金の融資及び利子補給により、公害防止施設の設置・改善、工場移転等の公害防止対策を促進した。

平成11年度の融資実績は、融資件数12件、融資金額1億9,750万円であった。

■中小企業に対する低公害車購入資金の融資制度

大阪府中小企業低公害車購入資金特別融資制度を設け、低公害車購入資金の融資及び利子補給により、府内事業者所有車両の低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進した。

平成11年度の融資実績は、融資件数4件（4台）、融資金額1,047万円であった。

■低公害車等普及促進の優遇税制

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車等について、「大阪府税条例」（昭和25年大阪府条例第75号）において自動車取得税の税率等の優遇を図り、低公害車等の普及を促進した。

■公害・環境対策に係る設備資金のための融資制度

中小企業者の脱フロン関連機器導入等、公害・環境対策に係る設備資金について産業活性化資金融資を運営した。

第5 エコビジネスの促進

■グリーン購入の推進

（内容は、第1章第1節第1③に前掲）

■エコビジネス取組への支援

今後、新たな展開が期待される環境分野のビジネス振興を図るため、環境保全技術情報の交流を促進する「APEC環境技術交流促進事業」において、環境関連の府内の中小企業の支援として、ホームページを作成し、情報発信を行う方策の検討を行った。

■新産業分野の育成手法の検討

大阪経済白書において、環境・エネルギー関連分野を今後成長が期待される新産業分野として提示するとともに、その育成を図るための手法について検討を行った。